

県のこれまでの取組みと緊急事態宣言後の対応について

非常事態緊急対策（1/9～）

1 県民の行動変容

- (1) リスクを伴う飲食の自粛
- (2) 不要不急の外出自粛(昼夜を問わず、特に20時以降)
- (3) 県をまたぐ不要不急の移動自粛

2 事業者への要請

- (1) 酒類提供の飲食店に対する時短要請の延長・強化

特措法第24条第9項

- (2) 学校における部活動・寮生活の対策
- (3) イベントの開催制限
- (4) 出勤者の7割減(在宅勤務、時差出勤など)の推進

3 医療・福祉対策

- (1) 医療機関の病床確保
- (2) 宿泊療養施設の拡充
- (3) ワクチン接種の推進
- (4) 福祉施設における対策

4 外国人県民対策

- (1) 外国人も利用しやすい検査・入院体制
- (2) 外国人県民への情報提供の充実

緊急事態対策（1/14～） 下線：新規対策

1 県民の行動変容

- (1) リスクを伴う飲食の自粛
- (2) 不要不急の外出自粛(昼夜を問わず、特に20時以降)

特措法第45条第1項

- (3) 県をまたぐ不要不急の移動自粛

特措法第45条第1項

2 事業者への要請

- (1) 飲食店に対する時短要請

特措法第24条第9項・（第45条第2項～第4項）

- (2) イベントの開催制限
- (3) その他の業種に対する時短の働きかけ
- (4) 県有施設の取扱い
- (5) 出勤者の7割減(在宅勤務、時差出勤など)の推進
- (6) 学校における感染対策の徹底

特措法第24条第9項

3 医療・福祉対策

- (1) 医療機関の病床確保
- (2) 宿泊療養施設の拡充
- (3) ワクチン接種の推進
- (4) 福祉施設における対策

4 外国人県民対策

- (1) 外国人も利用しやすい検査・入院体制
- (2) 外国人県民への情報提供の充実